

平成 30 年 2 月 23 日

交野市長 黒田 実 様

交野市子ども・子育て会議

会長 大橋 進



1号認定子どもに係る利用者負担額の軽減について

平成30年2月7日付交健字第188号にて諮問がありました標記の件について、
別紙のとおり答申します。



答申書

本会議は、平成 30 年 2 月 7 日付で交野市長から諮問された「1 号認定子どもに係る利用者負担額の軽減」について、本会議において審議を行った結果、次のとおり答申する。

■1 号認定子どもに係る利用者負担額の軽減について

今回、国が示す平成 30 年度利用者負担額（案）では、第 3 階層の基準額が一部改正（14,100 円→10,100 円）され、改正後の国基準額 10,100 円は、現在の交野市が定める市利用者負担額第 3-2 階層 10,400 円より低額になるため、国基準額の一部改正に伴い、交野市においても、利用者負担額を改正する必要があることが認められる。

現在の 1 号認定の市利用者負担額については、国の所得階層区分に準じ、市内私立幼稚園の保育料に就園奨励費補助金を考慮した実質水準を基に、近隣市の状況等も勘案して設定された。

交野市が示す今回の改正（案）は、これらの考え方に基づき、現在の国基準に対する市負担水準約 74%を維持し、市利用者負担額第 3-2 階層 10,400 円を 7,400 円に改正するものであり、適当であると考えます。

なお、国において同利用者負担額の軽減については審議が行われていることから、国の動向に留意することを申し添える。